

○豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域団体による再生資源の集団回収の推進及び当該集団回収に係る再生資源の資源化の確保を図り、ごみの減量と資源の有効利用に資するため、地域団体及び当該団体から再生資源を回収する行商者に対する報奨金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 地域団体 市内の自治会、子ども会、老人会、PTA、管理組合、その他おおむね6世帯以上の地域住民で構成される営利を目的としない各種団体又はグループをいう。
- (2) 再生資源 次に掲げるものをいう。

ア 新聞

イ 雑誌・雑がみ

ウ 段ボール

エ 布類

オ アルミ缶

カ スチール缶

キ 紙パック

(報奨金の種類)

第3条 この要綱に基づき交付する報奨金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 再生資源集団回収団体報奨金
- (2) 再生資源集団回収行商者報奨金

(再生資源集団回収団体報奨金の交付対象団体)

第4条 再生資源集団回収団体報奨金の交付を受けることのできる団体は、次条の定めるところにより登録を受けた地域団体とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(地域団体の登録)

第5条 登録を受けようとする地域団体は、再生資源集団回収団体登録申込書(様式第1号)に会則若しくは規約の写し又はこれらに準ずるもの及び役員名簿を添えて、市長に申込みしなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査のうえ再生資源集団回収団体登録証(様式第2号)(以下「団体登録証」という。)を発行するものとする。

3 前項の規定により登録を受けた地域団体(以下「登録団体」という。)は、登録後、再生資源集団回収実施計画届出書(様式3号)を市長に提出しなければならない。

4 登録団体は、団体の名称、役員の住所若しくは名前、会則若しくは規約又はこれらに準ずるもの及び再生資源集団回収実施計画届出書の記載事項に変更があったとき又は集団回収を行わなくなったときは、速やかに再生資源集団回収団体登録事項変更・廃止届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

ただし、役員の住所若しくは名前の変更については、再生資源集団回収団体報奨金交付申込書(様式第10号)に変更事項を記載することをもって、再生資源集団回収団体登録事項変更・廃止届(様式第4号)の提出に代えることができる。

5 市長は、登録団体が1年度において4回以上集団回収をしなかったとき、次条の義務に違反したとき、

第15条の規定により報奨金の交付決定を取り消されたとき、その他登録団体として適当でないと認めるときは、その登録を取り消すことができる。

(登録団体の義務)

第6条 登録団体は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 提出した再生資源集団回収実施計画届出書に従って集団回収を実施すること。
- (2) 回収した再生資源を第9条に基づき登録を受けた行商者又は市長が指定する者（以下「登録行商者等」という。）に引き渡すこと。

(再生資源集団回収行商者報奨金の交付対象行商者)

第7条 再生資源集団回収行商者報奨金の交付を受けることのできる者は、第9条の定めるところにより登録を受けた行商者とする。

(行商者の登録資格)

第8条 登録を受けることができる行商者は、紙類、缶類等の再生資源の収集又は運搬を業として行う者のうち、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 回収する再生資源の種類に応じ、行商を行うにあたって法令に基づく許可又は届出が必要な場合は、当該許可書又は届出の証を有する者であること。
- (2) 登録団体から回収した再生資源を、再資源化に係る問屋等再生資源の取扱いを業とする者へ売払い等により引渡すことができる者であること。
- (3) 登録団体との取引に当たっては、適正に計量を行う等、誠実に業務を遂行することができる者であること。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当すると認められる行商者は、登録を受けることができない。

(行商者の登録)

第9条 登録を受けようとする行商者は、車両一覧表（様式第6号）を添えて再生資源集団回収行商者登録申込書（様式第5号）により市長に申込みしなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査のうえ再生資源集団回収行商者登録証（様式第7号）（以下「行商者登録証」という。）を発行し、車両一覧表に記載された車両台数に応じて、再生資源集団回収行商者登録票（様式第15号）（以下「行商者登録票」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定により登録を受けた行商者（以下「登録行商者」という。）は、営業を停止し、若しくは廃止し、又は再生資源集団回収行商者登録申込書及び車両一覧表の記載事項に変更があったときは、速やかに再生資源集団回収行商者登録事項変更・廃止届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、登録行商者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 1年以上報奨金の交付の対象となる業を行わなかったとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (3) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するとき。
- (4) 次条の義務に違反したとき。
- (5) 第15条の規定により報奨金の交付決定が取り消されたとき。
- (6) その他登録行商者として適当でないと認めるとき。

(登録行商者の義務)

第10条 登録行商者は、次の掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 問屋等から登録団体に係る回収分の計量伝票の交付を受けたときは、そのうち1通を速やかに当該登録団体に交付すること。
- (2) 登録団体が行う集団回収の円滑な実施のために協力するとともに、正当な理由もなく登録団体からの回収依頼を拒まないこと。
- (3) 回収を行う際は、行商者登録証の原本又は写しを車載するとともに、行商者登録票を回収車両に貼付すること。

(登録証等の再発行)

第11条 登録団体又は登録行商者は、団体登録証又は行商者登録証若しくは行商者登録票（以下「登録証等」という。）を亡失し、又は損傷したときは、市長にその再発行を申込みすることができる。

- 2 前項の規定による再交付を申込みしようとする者は、再生資源集団回収登録証等再発行申込書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。
- 3 損傷を理由とする登録証等の再発行は、損傷した登録証等と引換えに新たな登録証等を発行して行うものとする。
- 4 登録証等の再発行を受けた者は、登録証等の亡失によりその再発行を受けた後において、亡失した登録証等を発見したときは、速やかに、発見した登録証等を市長に返納しなければならない。

(再生資源集団回収団体報奨金の額)

第12条 再生資源集団回収団体報奨金は、登録団体等の登録行商者等に引き渡した再生資源の重量により算定するものとする。

- 2 再生資源集団回収団体報奨金の額は、再生資源の品目ごとに重量1キログラムにつき5円とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(再生資源集団回収行商者報奨金の額)

第13条 再生資源集団回収行商者報奨金は、登録行商者が登録団体から回収した再生資源の重量により算定するものとする。

- 2 再生資源集団回収行商者報奨金の額は、再生資源の品目ごとに重量1キログラムにつき1円とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(報奨金の交付申込み)

第14条 この要綱の規定により報奨金の交付を受けようとする登録団体又は登録行商者は、再生資源集団回収団体報奨金にあつては、再生資源集団回収団体報奨金交付申込書（様式第10号）により、再生資源集団回収行商者報奨金にあつては再生資源集団回収行商者報奨金交付申込書（様式第11号）により、次に掲げる期間の回収分について、市長が定める期日までに申し込まなければならない。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から3月31日まで
- 2 各回収品目の明細については、申込みがあつた登録団体又は登録行商者に、再生資源集団回収実績明細書（様式第12号）をもって通知するものとする。

(報奨金の交付決定等)

第15条 市長は、前条の申込みがあつたときは、その内容を審査し、報奨金を交付すべきと認めたときは、再生資源集団回収団体報奨金交付決定通知書（様式第13号）又は再生資源集団回収行商者報奨金交付決定通知書（様式第14号）により通知するものとする。

2 前項の通知は、申込者の指定する口座へ振込みをもってこれに代えることができる。

(報奨金の返還等)

第16条 市長は、報奨金の交付を受けた登録団体又は登録行商者が、偽りその他不正な手段により交付決定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した報奨金の全部又は一部を返還させることができる。

(施行細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成3年6月1日から実施する。

2 平成3年度分の報奨金に係る第13条の規定の適用については、同条中「4月1日」とあるのは、「6月1日」とする。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

2 この要綱による改正前の豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱の第5条による登録を受けた地域団体については、改正後の豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱の第5条による登録を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月1日から実施する。

2 この要綱の実施の際、既にこの要綱による改正前の豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱の規定により登録を受けている地域団体及び行商者については、市長が定める期日までに再生資源集団回収実施計画届出書又は車両一覧表を市長に提出しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

2 この要綱の実施の際、既にこの要綱による改正前の豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱の規定により登録を受けている行商者については、改正後の豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱の規定による登録を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 15 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から実施する。

再 生 資 源 集 団 回 収 団 体 登 録 申 込 書

年 月 日

（あて名） 豊 中 市 長

ふりがな
団 体 名

ふりがな
代表者名

豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、再生資源集団回収団体として登録を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

ふ り が な 団 体 の 名 称	(世帯数 : 世帯)									
代 表 者	住 所 豊中市									
	ふりがな 氏 名									
	電 話									
団 体 の 構 成	自 治 会 ・ 子 ど も 会 ・ 老 人 会 ・ P T A									
	管理組合 ・ そ の 他									
送 付 先	住 所									
	ふりがな 氏 名 電話番号 ()									
振込先金融機関 及び 振 込 先 口 座	銀 行 ・ 信用金庫 本店 信用組合 ・ J A (農協) 支 店									
	口 座 の 種 類		口 座 番 号							
	当座 ・ 普通									
	口座名義	ふりがな								
名 義										

*振込先金融機関の通帳のコピーを添付して提出してください。

	第	号
再生資源集団回収団体登録証		
団 体 名		
年 月 日		
豊中市長		

再生資源集団回収実施計画届出書

年 月 日

（あて先） 豊中市長

団体番号.....団 ー.....

ふりがな
団 体 名.....

ふりがな
代 表 者 名.....

住 所 豊中市.....

豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱第5条第3項の規定により、再生資源集団回収の実施計画を届け出ます。

参加世帯数	世帯						
回収行商者							
回 収 日							
回 収 品 目	新聞	雑誌・雑がみ	段ボール	布類	アルミ缶	スチール缶	紙パック
回 収 場 所	<記入方法> ※別紙の添付可。 住所を記入するか、地図を手描き又は貼付し、回収場所に●印を記入してください。 						

再生資源集団回収団体登録事項変更・廃止届

年 月 日

（あて先） 豊中市長

団体番号 _____ 団 一 _____
ふりがな _____
団 体 名 _____
ふりがな _____
代表者名 _____

豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱第5条第4項の規定により、再生資源集団回収団体登録事項の変更・廃止を届け出ます。

☐	団 体 名	参加世帯数 世帯	
☐	代 表 者	ふりがな	
☐	代表者住所		
☐	電 話 番 号		
☐	振込先金融機関	銀 行 ・ 信用金庫 信用組合 ・ J A (農協)	本 店 支 店
☐	口 座 名 義	ふりがな	
☐	口座の種類 口 座 番 号	当座 ・ 普通 口座番号 ()	
☐	送 付 先	住 所 電話番号	氏 名
☐	回 収 場 所		
☐	廃止の場合 その理由		

- 1. 該当事項にチェック (☑) し、変更する内容のみ記入してください。
- 2. 回収場所の変更の場合は、住所を記入するか、回収場所を●印で示した地図を別紙で添付して提出してください。
- 3. 振込先金融機関及び振込先口座・名義を変更する場合は通帳のコピーを添付して提出してください。

様式第5号 (第9条関係)

再生資源集團回收行商者登録申込書

年 月 日

(あて先) 豊中市長

ふりがな
商号又は名称ふりがな
代 表 者 名

豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱第9条第1項の規定により、再生資源集団回収行商者として登録を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

ふりがな 商号又は名称	
住所又は 事務所の所在地	(電 話)
ふりがな 代 表 者 名	
営 業 の 内 容	

注 ・ 豊中市暴力団排除条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、申込書等に
記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供することがあります。
・ 役員名簿の提出を求めています。

車 両 一 覧 表

氏名又は名称

番号	登録番号票（ナンバープレート）の内容							
	地域名	分類番号	かな	番号				
例	大阪	50	つ	0	0	—	0	0
1						—		
2						—		
3						—		
4						—		
5						—		
6						—		
7						—		
8						—		
9						—		
10						—		
11						—		
12						—		
13						—		
14						—		
15						—		
16						—		
17						—		
18						—		
19						—		
20						—		

記入にあたっての注意事項

- ・車検証に記載されている表記で記入すること。

	第 号
再生資源集団回収行商者登録証	
行 商 者 名	
年 月 日	
豊中市長	

再生資源集團回收行商者登録事項変更・廃止届

年 月 日

(あて先) 豊中市長

市登録番号

ふりがな
商号又は名称

ふりがな

代 表 者 名

豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱第9条第3項の規定により、再生資源集団回収行商者登録事項の変更・廃止を届け出します。

ふりがな 商号又は名称	
住所又は 事務所の所在地	(電 話)
ふりがな 代 表 者 名	
変 更 の 内 容	
廃 止 の 内 容	

再生資源集団回収登録証等再発行申込書

年 月 日

（あて先） 豊中市長

団体番号
又は市登録番号

ふりがな
団体名
商号又は名称

ふりがな
代表者名

豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱第11条第2項の規定により、登録証等の再発行について、次のとおり申し込みます。

1. 再発行を申込みする登録証等

☐	再生資源集団回収団体登録証（様式第2号）
☐	再生資源集団回収行商者登録証（様式第7号）
☐	再生資源集団回収行商者登録票（様式第15号）

2. 対象車両（再生資源集団回収行商者登録票の再発行を申込みする場合のみ記入してください。）

番号	登録番号票（ナンバープレート）の内容						
	地域名	分類番号	かな	番号			
1						—	
2						—	
3						—	
4						—	
5						—	

3. 再発行の理由

再生資源集団回収団体報奨金交付申込書

年 月 日

（あて先）豊中市長

団体番号.....団一.....

ふりがな

団体名.....

住.....所.....

ふりがな

代表者名

電話番号.....

再生資源集団回収団体報奨金の交付を受けたいので、豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱第14条の規定により次のとおり申し込みます。

実施期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
回収総量	Kg	交付申込額 円
振込先金融機関 及び	銀行・信用金庫 本店 信用組合・JA(農協) 支店	
	口座の種類	口座番号
	当座・普通	
振込先口座	口座名義	ふりがな
	名義	

口座の変更	
あり	なし

※振込先金融機関及び振込先口座・名義を変更する場合は通帳のコピーを添付して提出してください。

<回収量と交付申込額>

	回収量 (kg)	交付申込額 (円)
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計		

家庭ごみ
事業課印

※申込書の提出後、記載内容に誤りがあった場合は、本市において訂正し、訂正した内容についてはご連絡いたします。

再生資源集団回収行商者報奨金交付申込書

年 月 日

（あて先）豊中市長

市登録番号.....

ふりがな

住 所.....

ふりがな

氏名又は名称

電話番号.....

再生資源集団回収行商者報奨金の交付を受けたいので、豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱第 1 4 条の規定により次のとおり申し込みます。

実施期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
回収総量	Kg	交付申込額 円
振込先金融機関 及び 振込先口座	銀行・信用金庫 本店 信用組合・JA(農協) 支店	
	口座の種類 口座番号	
	当座・普通	
	口座名義	ふりがな 名義

口座の変更	
あり	なし

※振込先金融機関及び振込先口座・名義を変更する場合は通帳のコピーを添付して提出してください。

<回収量と交付申込額>

	回収量 (kg)	交付申込額 (円)
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計		

家庭ごみ 事業課印

※申込書の提出後、記載内容に誤りがあった場合は、本市において訂正し、訂正した内容についてはご連絡いたします。

再 生 資 源 集 団 回 収 実 績 明 細 書

年 月 日

年 月分 年 月分

団 体 番 号
又は市登録番号.....

ふりがな
団 体 名
商号又は名称.....

ふりがな
代 表 者 名.....

単位：kg

月 日							合 計
新 聞							
雑誌・ 雑がみ							
段 ボール							
布 類							
アルミ 缶							
スチール 缶							
紙 パック							
合 計							
						照合印	

※申込書・明細書の提出後、記載内容に誤りがあった場合は、本市において訂正し、訂正した内容についてはご連絡いたします。

再生資源集団回収団体報奨金交付決定通知書

団体番号 号

団 体 名

代表者名 様

年 月 日付の再生資源集団回収団体報奨金交付申し込みについては、
次のとおり決定したので、豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱第 1 5 条の規定に
より通知します。

回収総量 k g

交付決定額 円

年 月 日

豊 中 市 長



再生資源集団回収行商者報奨金交付決定通知書

市登録番号 _____ 号

商号又は名称 _____

代 表 者 名 _____ 様

年 月 日付の再生資源集団回収行商者報奨金交付申し込みについて
は、次のとおり決定したので、豊中市再生資源集団回収報奨金交付要綱第 1 5 条の規
定により通知します。

回収総量 _____ k g

交付決定額 _____ 円

年 月 日

豊 中 市 長



縦
25
cm

豊 中 市
再生資源集団回収
登録行商者

横30cm